

暦年贈与と相続時精算課税による贈与

相続対策として生前贈与は非常に有効です。ところで、贈与には『暦年贈与』と『相続時精算課税による贈与』があります。どちらの方法で贈与をするかは選択ができ、その選択により贈与税額や相続税額の計算方法が異なります。また、それぞれの贈与について平成27年1月1日以後の贈与に対して改正点があります。今回は、これらの贈与の内容とその改正点について、ご説明します。

1. 暦年贈与

① 内容

『暦年贈与』とは、その年1月1日から12月31日までの間に贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額（毎年110万円）を控除した金額に対して贈与税がかかります。税率は、財産の価額が多くなるほど高くなります。（超過累進税率）また、贈与をする者や贈与を受ける者には、特に要件がありません。

② 相続税との関係

贈与者がなくなった場合の相続税の計算については、原則として相続により取得した財産の価額に贈与により取得した財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前3年以内に贈与により取得した財産の価額は、加算する必要があります。この場合3年以内に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します。（ただし、控除しきれない金額があっても還付はされません。）また、加算される財産の価額は、贈与時の財産の価額です。

③ 改正点（平成27年1月1日以後の贈与）

最高税率が50%から55%に引き上げられます。また、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の子や孫が、父母や祖父母から贈与を受ける場合には、特例税率が適用されます。

(基礎控除後の課税価格)	税率	(改正前)	(改正後)	(改正後)
		一般税率	特例税率	特例税率
～ 200万円以下	10%	10%	10%	10%
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%	15%
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%	20%	〃
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	30%	20%
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	40%	30%
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45%	40%	40%
1,500万円超 ～ 3,000万円以下	〃	50%	45%	45%
3,000万円超 ～ 4,500万円以下	〃	55%	50%	50%
4,500万円超 ～	〃	〃	55%	55%

2. 相続時精算課税による贈与

① 内容

贈与をした年の1月1日において65歳以上の者が、同日において20歳以上である贈与者の推定相続人（子など）に贈与をした場合において、相続時精算課税選択届出書を提出したときは、その贈与は『相続時精算課税による贈与』となります。

この場合は、その年1月1日から12月31日までの間に贈与により取得した財産の価額の合計額から特別控除額（2,500万円）を控除した金額に対して贈与税がかかります。税率は、一律20%です。

特別控除額は、前年までに使用した場合には、2,500万円からすでに使用した額を控除した残額となります。

相続時精算課税による贈与により財産を取得した者は、贈与者ごとに相続時精算課税を選択できますので、父からの贈与について相続時精算課税を選択した場合でも、母からの贈与については『暦年贈与』により贈与税を計算します。

ただし父からの贈与については、その選択をした年分以後の贈与は全て『相続時精算課税による贈与』となり、『暦年贈与』に変更することができません。

② 相続税との関係

贈与者がなくなった場合の相続税の計算については、相続により取得した財産の価額に相続時精算課税による贈与により取得した全ての財産の価額を加算して相続税額を計算します。その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します。（控除しきれない金額がある場合は還付されます。）また、加算する財産の価額は、贈与時の財産の価額です。

③ 改正点（平成27年1月1日以後の贈与）

贈与をする者の年齢の要件が、65歳以上から60歳以上に変更されます。また、贈与を受ける者に孫が追加されます。

その他詳細については久保総合会計事務所にご相談ください。

TEL 06-6930-6388 HPアドレス <http://kubokaikei.com/>